	四　第一条第三号及び第六号に掲げる課程（いずれも法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者であって、その者が法第百一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査をいう。以下この表において同じ。）の結果について府令第二十九条の三第一項の式により算出した数値が七十六以上であるものに対するもの）
	三の項の中欄に掲げる教育事項
ロ　自動車等の運転について必要な適性に関するは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。	イ　自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。
ハ　運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員一人当たり三人以下であること。	ロ　自動車等の運転について必要な適性に関するは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。
	ハ　認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。

及び第一条第六号に掲げる課程（法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対するもの）	
	四　第一条第三号に掲げる課程（法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者に対するもの）及び第一条第六号に掲げる課程（法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者に対するもの）
	三の項の中欄に掲げる教育事項
ハ　自動車等の運転について必要な適性に関するは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。	イ　自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。
ニ　運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員一人当たり三人以下であること。	ロ　自動車等の運転について必要な知識に関するを含むものであること。
	ハ　自動車等の運転について必要な適性に関するは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。
	ニ　法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。